

ようこそ♪ るーえんの利用者支援事業 すてっち

ご利用対象は…

新座市の子どもと保護者、妊娠中の方が主な対象ですが、祖父母や親族、里親さんなどもご利用いただけます。

事業の開設は…

月～金曜日 10:00～16:00

相談室での予約制の個別相談は、
月・金曜日
10:30～11:30 14:00～15:00 です。

いろんな相談方法があります。
たとえば…

- ①すてっちで子どもを遊ばせながら話したい、相談したい
- ②相談室で個別に、プライバシーを保ってじっくり相談したい
- ③GoogleMeet や LINE ビデオなどオンラインのビデオ通話で相談したい
- ④電話で相談したい
☎080-7396-3272
- ⑤メールで相談したい
Email:oyakoru@ccn.niiza-ksdt.com
24時間いつでも送信OK
※時間外の場合、返信にお時間を頂きます

★子育て支援コーディネーターは個人情報保護を遵守します★

①～③相談申込み

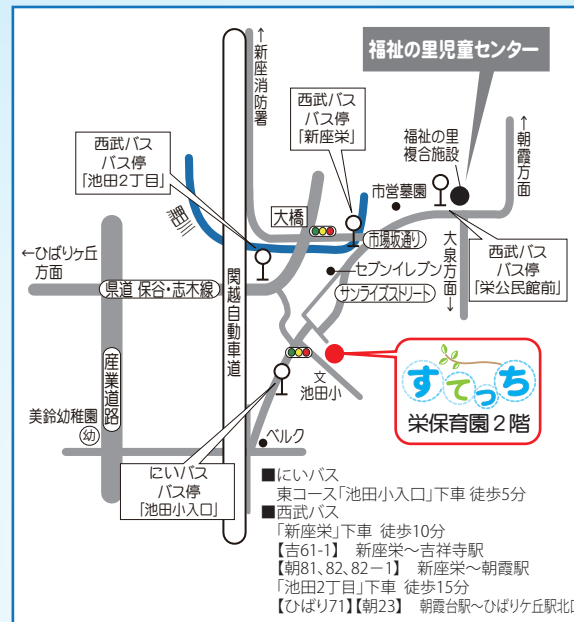


⑤メール相談



子育て支援コーディネーターとは

子ども・子育て支援法第59条により、市区町村に配置された専門職（利用者支援専門員）です。ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するために、子どもと保護者、妊娠している方たちが、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。



利用者支援事業すてっちは
新座市立栄保育園2階のるーえん内に設置されています

【交通案内】

- にいいバス
ひばりヶ丘コース「池田小入口」下車徒歩5分
- 西武バス
「新座栄」下車徒歩10分
【吉61-1】新座栄～吉祥寺駅
【朝81、82、82-1】新座栄～朝霞駅
「池田2丁目」下車徒歩15分
【ひばり71】【朝23】朝霞台駅～ひばりヶ丘駅北口



NPO 法人新座子育てネットワーク
利用者支援事業すてっちは新座市から委託を受けて運営しています。



子育てをしているなかで、誰かに聞いてみたいと思ったこと、不安なこと、困りごとなどはありませんか？そんなときは、すてっちの子育て支援コーディネーターに、お声がけください。プライバシーに配慮しながらお話をうかがい、あなたの子育てについて、いっしょに考えます。必要があれば、地域の子育て支援のサービスや専門家、専門機関につなぐお手伝いもします。



利用者支援事業すてっちは、新座市立栄保育園2階の地域子育て支援センターるーえん内に設置されています。
〒352-0014 新座市栄2-8-17 栄保育園2階
☎080-7396-3272
E-mail:oyakoru@ccn.niiza-ksdt.com

どんな相談ができますか？

子育てについて知りたいこと、聞きたいこと、
ちょっと困ったなあと思ったとき・・・

たとえば・・・

引っ越してきたばかり、
地域の
子育て情報を
おしえて！

妊娠してから、
心も身体も、
なんとなく
不安定で...

予防接種や
病院のことが
知りたい

ときどき
子育てから
逃げ出したくなる...

赤ちゃんが
泣き止まない
んです...

ちょっと
子どもを預けたい
一時保育って
なに？

保育園や
幼稚園
どうやって
入るの？

子どもの成長や
発達に
気になることが...

夫婦でいっしょに
子育てするには...

家計がピンチ！
子育てのお金、
どうしたら...

子育て
支援センターって
どんな所？

ひとり親家庭に
なったけど、
これから
どうしよう

どんな小さなことでも、
お話することでホッとしたり、
心が軽くなることもあります。
まずはお気軽にお問い合わせください。

子育て支援コーディネーターは、市内3ヶ所にいます！

はじめまして、
子育て支援コーディネーターの
木下雅美です。
新座市で子育てをスタートし、
今では4人の子どもの育児に奮闘しています。
るーえんや周辺地域で、
お子さんの成長と一緒に
見守っていきたくと思っています。
是非お気軽に声をかけてくださいね。



↑HPはこちら

水色の担当地域に
出向している日もありますので、
HPのカレンダーを見てね。

(直通) ☎080-7396-3272

だいたい、ココにいます♪

プレママ・プレパパさんへ

ママのお腹に命が芽生えたら、「すてっち」を利用してみませんか。マタニティライフを安心して過ごすために妊娠中、出産、そして産後のこと、育児のことなどを気軽にお話しませんか。

るーえんにはいつも子育て中の親子が遊びに来ているので、小さな子とふれあったり、様々な月齢の赤ちゃんの様子を見ることで、産後の赤ちゃんとの生活をイメージしやすいですよ。

また、プレママ・パパ向けのプログラムも実施し、保育園や地域の子育て情報の提供もしていますので、ぜひ遊びに来てくださいね。

地域の皆さま、関係機関の皆さまへ

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第59条により設置された事業です。

子育て支援コーディネーター（利用者支援専門員）には、子育て家庭の身近な地域で、子育て中の親子が適切なケアやサービスを受けるための利用支援を行うとともに、地域の関係機関をつなぐ地域連携が求められています。

子育て家庭に関わる地域の皆様、関係機関の皆様のお力添えとともに、子育て家庭への支援が円滑に行えますよう、ご協力をお願いいたします。

